

市内企業・事業所の皆さまへ

久留米市新型コロナウイルス対策本部長
久留米市長 大久保 勉
(商工観光労働部 労政課)

新型コロナウイルス感染症対策における市立小中学校等の臨時休校をふまえた 従業員の方々が休みやすい環境の整備について（お願い）

久留米市では、4月に始業予定としていた市立の小・中学校等について、現下の状況に鑑み、感染拡大を防止し、児童・生徒への感染リスクを最大限回避するため、4月6日（月）の始業日を除き、5月6日（水）まで臨時休校とすることにいたしました。つきましては、従業員の方々の勤務等に関しご配慮いただきますようお願いいたします。なお、当該対応を行っていただく際には、国の助成金などの支援策もご活用ください。

記

1 臨時休校の概要

期間：令和2年4月7日（火）から5月6日（水）まで

対象：市内の小学校・中学校（入学式は、簡素化して実施されます）

＊市立高等学校、特別支援学校は4月6日から臨時休校、始業式・入学式は延期されます。

2 市内企業・事業所の皆様へのお願い

- （1）子どもを持つ従業員の方々の休暇取得等への配慮
- （2）発熱等の風邪症状が見られる従業員の方々が休みを取りやすい環境整備 など

3 国の支援策

- （1）小学校休業等対応助成金・支援金
- （2）雇用調整助成金

4 相談窓口や助成金等のご案内

各企業・事業所での対応実施にあたっては、国（厚生労働省）などに特別相談窓口が開設されております。詳しくは、裏面に詳しく書いていますので、それぞれのURLからご覧ください。

■相談窓口や助成金等のURL等

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援策

<厚生労働省>

◆タイトル：「働く方と経営者の皆さまへ 働く方・経営者への支援」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata

* 小学校等の臨時休業等に関する支援（抜粋）

小学校等が臨時休業した場合等に、その保護者である労働者の求職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対し、助成金を支給します。

* 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置について（抜粋）

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用の、4/5（中小）、2/3（大企業）、（解雇等を行わない場合は 9/10（中小）、3/4（大企業））を助成します。

■問い合わせ先 電話0120-60-3999

<経済産業省>

◆タイトル「新型コロナウイルス感染症関連」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

<久留米市>

◆タイトル「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者を支援します。久留米市」 (商工観光労働部 商工政策課 0942-30-9133)

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1070sangyou/2030shoukougyou/3010shienseido/2020-0316-1140-74.html>

労働時間、賃金、解雇などの労働条件や就業規則改正に関する相談

<久留米総合労働相談コーナー（久留米労働基準監督署内）>

場 所：久留米市諏訪野町 2401

電話番号：0942-33-7251

相談時間：月曜～金曜（祝日除く）9時～16時45分

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等に関するご相談

<福岡労働局>

◆タイトル「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の開設について 福岡」

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/28osirase/00230.html>

新型コロナウイルス感染症の影響による休暇、休業、解雇等に関するご相談

<福岡県>

◆タイトル「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を開設します 福岡県」

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19roudousoudan.html>